

大浜北町市有地活用事業 募集要項 新旧対照表 (平成 29 年 3 月 10 日公表)

修正箇所	修正理由	旧	新
P.10 第 1-3-(4) -①-オ-(イ)	表記誤り	国道 26 号から市道大浜北 11 号線に降りるための既存階段について、歩行者の安全性を確保するため、関係機関と協議の上、階段の位置を変更するなどの改良工事を行うこと。	国道 26 号から市道大浜北 6 号線に降りるための既存階段について、歩行者の安全性を確保するため、関係機関と協議の上、階段の位置を変更するなどの改良工事を行うこと。
P.26 第 3-2-(3)	表記誤り	事業用地の地盤条件については、市所有のボーリング調査データ (平成 14 年 3 月) をもとにした『道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編』及び『建築基礎構造設計指針』による検討により、市は液状化の可能性が高いと考えています。そのため、市においては、液状化が発生しても安全性が確保できる構造を前提に <u>道路、歩道及び連絡橋等の概算事業費を算定</u> しています。 ～省略～	事業用地の地盤条件については、市所有のボーリング調査データ (平成 14 年 3 月) をもとにした『道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編』及び『建築基礎構造設計指針』による検討により、市は液状化の可能性が高いと考えています。そのため、市においては、液状化が発生しても安全性が確保できる構造を前提に <u>連絡橋及び歩行者通路の概算事業費を算定</u> しています。 ～省略～
添付書類 別紙 3	表記誤り		

※修正箇所は下線部